TOPICS 2

|〇100周年記念 1 0 8 回 一〇総会の成果

ILOの誕生

働者の多くが低賃金や長時間労働と という組織の創設を唱えていました。 リスやフランスの実業家は、 戦後、ベルサイユで開催された平和 えが生まれたからです。 中にもこのままではいけないとの考 いう状況におかれており、 産業革命によって機械化が進み、労 生しました。もともと19世紀にイギ 会議において、国際連盟とともに誕 ILOは 1919 年第一次世界大 経営者の I L O

社会正義を基礎としてのみ確立する 憲章である「世界の永続する平和は、 和は訪れないという信念が、ILO 適正な労働条件を確保しなければ平 こととそのためには労働を保障し、 経験から、社会正義は必要だという いると思います。第一次世界大戦の 第一次世界大戦も大きくかかわって ことができる」という概念につなが また、1917年のロシア革命や

調的な国際的努力によって、遂行す

っていったのではないでしょうか。

フィラデルフィア宣言

催された第26回ILO総会で、かの 決定にともに参加する継続的且つ協 するために自由な討議及び民主的な の地位において、一般の福祉を増進 者の代表者が、 気をもって、且つ、労働者及び使用 する戦いは各国内における不屈の勇 にとって危険である、4.欠乏にたい ない、3.一部の貧困は、全体の繁栄 不断の進歩のために欠くことができ ています。具体的には、1. 労働は商 目的を再認識し、活動の強化を謳っ されたことを反省し、ILO創設の 大戦によりILO創設から20年で崩 したILO憲章の理念が第二次世界 採択されました。この宣言は、前述 有名な「フィラデルフィア宣言」が 品ではない、2.表現と結社の自由は、 1944年フィラデルフィアで開 政府の代表者と同等

> ています。 ることを要する、という内容となっ

LO労働者側理事

郷野

晶子

−LOとは −特徴は三者構成

等は採択されないのです。労働者側 以上の賛成が必要です。使用者側だ カギとなります。この2:1:1と いかに多くの政府の賛同を得るかが た場合、 が何らかの条約を採択したいと考え ません。三者が協力しないと、 政府だけがごり押ししても採択され けが賛成しても、労使が結託しても、 での条約及び勧告の採択には2/3 べきとの考えからです。ILO総会 政府には相応の投票権が与えられる 令に責任を持つのは政府であるため、 割合になっています。なぜ政府の割 合が2倍なのかというと、 ていました。しかし、結局は現在の 者側は、1:1:1になるよう主張し 1の割合となっています。 ILOの構成は、政労使で2:1 通常使用者側は反対なので、 自国の法 当初労働 条約



ます。 いう割合は絶妙なバランスだと言え

Oではストライキ権を審議する権利 いて触れていない、したがってIL Oの第87号条約ではストライキにつ のILO総会の際、 氏が事務局長に就任した2012年 も生んでいます。例えば、ライダー ですが、使用者側からはいらぬ誤解 私たち労働組合にとっては良いこと がILO事務局長に就任したことは、 ガイ・ライダー氏です。ライダー氏 UC (国際労働組合総連合) 書記長の また、 現ILO事務局長は前IT 使用者側がIL

黙の了解事項だったのです。その慣 がいつまで保たれるのか、 使用者、 が出ており、国連の中で唯一、労働者、 算配分についても使用者側から不満 う対応になっています。その他、予 使用者側が反応して、 です。これ以降今日に至っても、ス 審議拒否されてしまったというわけ 行に基づいて審議していたのですが う文言はどこにも書いてありません。 と第87号条約にはストライキ権とい 拒否という態度に出ました。 はないと言い出したのです。 安な状況にはなっています。 表として入っているすばらしい機関 イキ権に関する審議は認めないとい トライキ権という言葉が出てくると トライキ権は入るというのが皆の暗 キ権も普通に扱っていました。つま しかし、2012年まではストライ イキ案件にあたるものはすべて審議 第8号条・約結社の自由にはス いわゆる民間人が正規の代 絶対にストラ 非常に不 もとも

に理事の立場を保有しているという に理事の立場を保有しているという 中国がILOの中で日本と同じよう 中国がILOの中で日本と同じよう 中国がILOの中で日本と同じよう

ストラ 非常に不思議な光景になっています。 一て審議 今年のILO総会では、中国がIL もとも Oと手を組んで、特にアフリカを中 もとも Oと手を組んで、特にアフリカを中 を行うという、大きな発表がありま よせん。 を行うという、大きな発表がありま でも中国が台頭してきており、日本 でも中国が台頭してきており、日本 でも中国が台頭してきており、日本

ILO 100周年記念総会は2019年6月10~21日、スイス・ジュネーブで開催されました。ベルギーネーブで開催されました。ベルギーコの名以上が出席しました。セキュウティがかなり厳しく、移動のバスリティがかなり厳しく、移動のバスのルートも突然変更になるなど、大のルートも突然変更になるなど、大のルートも突然変更になるなど、大でな目にあいましたが、それだけIとの重要さが認識されているからでしょう。

ったということです。 1 L O加盟 1 8 7 カ国中、1 7 8 和国が参加しました。女性の参加率 が政府の方が女性の参加率は高か が政府の方が女性の参加率は高か は30・4%、組合 が 組合 は1 L O加盟 1 8 7 カ国中、1 7 8

体力勝負です。

仕事の世界における男女に対する暴成果として一番大きかったのは、

力とハラスメント」に関する条約および勧告の採択です。圧倒的多数でよび勧告の採択です。圧倒的多数でよび勧告の採択も非常に危ぶまれまれる宣言の採択も非常に危ぶまれまたが、最終的に採択されたことは、大きな成果だったと思います。また、大きな成果だったと思います。また、されました。

席した基準適用委員会は一番楽で9 時くらいには終わりました。 10時までには終わりました。 り決めましたので、ほとんどの場合 今年は10時までに終了することを取 で審議することが多かったのですが、 ありました。昨年、暴力とハラスメ 10時11時まで審議している委員会も 毎日ハードスケジュールです。 から木曜日まで毎日審議が続くので、 ントに関する条約の委員会は夜中ま 少しILO総会の裏側をお話しま 総会は2週間開催されますが、 私が出 月曜日 夜の

義の中で適用される労働者という範ます。まず「仕事の世界における男ます。まず「仕事の世界における男ます。まず「仕事の世界における男」がようやく採択されました。この条約についてご説明し次に3つの条約についてご説明し

世です。あらゆるセクターの労働者、 被用者、それから契約上の地位にかかわらず労働する者、実習生および 修習生を含む訓練中の者、雇用が終 了した労働者、ボランティア、求職者、 で適用されるという、かなり広い範囲 で適用されるということです。しか し、あまりに広い範囲であることか ら逆に、実際に批准し法律をこの内 ら逆に、実際に批准し法律をこの内 をに合わせるということが本当に可 をに合わせるという前しさはあり ます。

どの言葉が入りました。 され、勧告の中に「クライアント」な 考慮に入れるべき」との文言が追加 的に顧客やクライアントという文言 という提案があったことです。最終 ビス事業者」という第三者も入れる 加害者に、「クライアント、 たポイントとしては、 追記されました。その他議論になっ 責任を行使する個人」という文言が があり、「雇用者の権限、 者性を持つ使用者もいる」との意見 は削除されました。ただ条文の中に、 「第三者を含む暴力とハラスメントを 使用者側からは、「使用者にも労働 被害者および 義務または 顧客サー

アフリカとイスラム圏の国は絶対にプにLGBT等を含めるのであれば、です。第7条で定める脆弱なグルー

条約そのものを認めないという主張 でした。アフリカやイスラム圏の国の でした。アフリカやイスラム圏の国の でした。アフリカやイスラム圏の国の ですが、結局入りませんでした。最 ですが、結局入りませんでした。最 に関する国際文書に従って解釈さ 権に関する国際文書に従って解釈さ 権に関する国際文書に従って解釈さ たるべき」との妥協案を提案し、ある 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単 意味逃げ道を作り、LGBTなどの単

ければならない、そのために有休が バイオレンスの対応のために休まな 間の有給休暇が法制化されています。 ティック・バイオレンスです。日本で でしょうか。被害者は訴訟を起こし ているのです。なぜ有休が必要なの れていないかわりに協約で勝ち取っ オーストラリアでは、まだ法制化さ るのです。ニュージーランドでは10日 か、という疑問を持たれると思いま イオレンスが大きな問題になってい ージーランドではドメスティック・バ もう一つ問題になったのが、ドメス 職場・組合や労働と関係があるの しかし、オーストラリアやニュ 家を変えたり、ドメスティック

> 必要なのです。職場にも少なからず 影響がある、家庭だけの問題ではな スです。しかし、使用者側は猛反対 スです。しかし、使用者側は猛反対 でした。日本政府は前回の総会で「仕 事の世界を超えている」という理由 で削除を提案していました。結局、「ド メスティック・バイオレンスの影響を メスティック・バイオレンスの影響を がう再修正案を使用者側が提案し、 いう再修正案を使用者側が提案し、 いう再修正案を使用者側が提案し、 いう再修正案を使用者側が提案し、 いう再修正案を使用者側が提案し、

このようなやり取りでわかるように、 ILO条約や勧告は結局、政労に、 ILO条約や勧告は結局、政労にが交渉して妥協したものなので、必ずしも私たちが理想とするものとは限りません。お互いに都合のいいは限りません。 お互いに都合のいいは限りませんし、ある程度の妥協は任方れませんし、ある程度の妥協は任方がないのかなと思います。

採択後、加盟国は国会で報告し、批取り組みが求められています。条約力が失われることになります。LO条約は国際労働「最低」基準でとの条約は国際労働「最低」基準でして、計算の組みが求められています。LO条約そのものも採択されたらこれ

本についての審議をしなければなりません。各国の政府にはたとえ未批准であっても、なぜ批准ができないのかという理由をILOに報告する義務という理由をILOは、強制力はありませんが、ジワジワと政府に圧力ありませんが、ジワジワと政府に圧力をかけてくるという効力は大きいと思います。日本では、2019年5月に沿って日本の法律を変えていく必要がありますが、正直、簡単ではないでしょう。これから連合など労働組合の頑張りどころだと思います。

-LO 100周年記念宣言

ILO100周年記念宣言が政労 使で合意されただけでもすごいと思 使で合意されただけでもすごいと思 います。もともと、ライダー事務局長 います。もともと、ライダー事務局長 います。もともと、ライダー事務局長 での強いもの、③短く、④フォローア 性の強いもの、③短く、④フォローア が強いもの、⑤100年 がよもの、があったと伺っています。

る点だけ申し上げておきます。

ありました。しかし、使用者側も慎政府を含めたステークホルダーの責政府を含めたステークホルダーの責会契約」という言葉を入れたい、明確

け、 IV. 会 Ⅲ. 認、Ⅱ.仕事の未来に向けた課題と機 ちが好きな言葉ですが、この文言を るという案がありましたが、これに び権利に「労働の安全衛生」を入れ 番紛糾したのが、労働の基本原則及 を入れたいと主張してきました。一 経済成長や、民間企業の役割の観 も考慮し、生産的な雇用を生み出 重になり、 かれています。I.ILOの義務の確 という言葉に置き換えられました。 入れるのも無理でした。「適切な賃金」 また、Living wage (生活賃金)、私た は使用者側が徹底的に反対しました。 宣言は、全部で4つのパートに分 私たち労働者側が評価して 加盟国に対する行動の呼びか 行動のための手段です。この 100年影響があること

はりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりこれは私たちにとって、抽象的ではりに対している。

ILO 100周年を記念する第108回 ILO総会が

2019年6月10~21日、スイス・ジュネーブで開催された

入れられた文言です。 あるんだという意見で、これを提案 政府は、未来というのは高齢者にも 目はひとつもありませんでした。日本 原案には、「高齢労働者」に関する項 しました。日本政府の発議によって

0)

経済、

社会、

環境の側面という言葉

るのではないでしょうか。

日本政府が満足してる点は、

v

が入ったのは使用者側も満足してい

移行」これがキーなんです。

ここで

また、viiには、ジェンダー

-平等、

与する仕事の未来への公正な移行を の側面のおける持続可能な開発に寄 はありますが、とても重要なキーワ

ードではないでしょうか。

それから、「i·経済、

社会、

環境

確保すること」とあります。「公正な

なところです。 言葉を入れたかったというのが正直 う言葉もそうですが、 利用などの推進を呼びかけています。 人のための質の高い教育、 効果的な生涯学習の権利とすべての ル エンダー平等の実現、来るべきデジタ な家庭内責任などの文言が入ってい 男女の同 持続可能な社会的保護の普遍的な 化や更なる産業革命などに対応し 労働者側にとって少し残念だった Ⅲでは全加盟国に対して、 「妥当な最低賃金」という表 「労働時間の上限規制」とい 価値労働同一賃金、 もう少し強い 包括的か 均等 ジ

能にする方策を支援すること」です。

選択肢を広げ、

活力ある高齢化を可

高い生産的かつ健康的な状況で就業

高齢労働者に対し、

引退までの質の

機会を最大限に活用できるようその

基準適用委員会

軍 者

で合意した一番厳しいと思われるI 条約・勧告の国会提出に関する状況 未批准条約と勧告に関する報告、 割は、①批准条約に関する報告、 私が出席した基準適用委員会の役 ④条約勧告適用専門家委員会 などの審議です。 特に労使 (3) **(2**) に法律を改正する、

LOに提訴された案件の中で、 24の案件を取り扱いました。 今回

ます。 です。 現状です。 象となる労働者の20%を組織化して 動家に対する暴力、 ルグの最中に活動家が殺害されたと 43名殺されています。 政権になってから労働組合活動家が 働組合権侵害ではワースト10カ国に わらず、 ての労働者が組合を結成できるよう 件に関する調査の即 ンに対して、 インフォーマル化、 デモに対する刑事罰や、 いう事件もありました。労働組合活 入っています。 を1953年に批准しているにも関 して政府は対応しているというので 「結社の自由・団結権保護) のケース する暴力の発生の阻止、 隊や警察の強制的な介入、 の組合参加の制限、 なければいけないのです。 はフィジーとフィリピンの第87号 アジアに関して特に問題になった 組合登録要件も厳しくなってい 遅々として進んでいないの 特にフィリピンは第87号条約 組合登録をするためには、 ITUCの調査の中でも労 今回委員会ではフィリピ ①結社の自由の行使に 2016年6月、 これらすべてに対 殺人だけではな 刻実施、 労使紛争への 今年6月、 外国人労働 ②暴力事 平和的 労働の ③すべ オ 現 対

> する、 約勧告適用化専門家委員会に報告を 成のハイレベル・ミッションの受け入 ⑤9月1日までに進捗状況を条 以上の結論を出しました。

最後に

構を持っているのですが、だんだん危 それを監視していくという大事な機 者構成の大事な機構、 持すべきという意見です。 はすぐれているので、 視機構の制度はおかしいと声 うくなっていると感じています。 は、ILOの条約・勧告の監視機構 い始めている政府もあります。 近年、 長年培ってきたILO 基準を作って、 この機構は維 ILOは言 高に言 欧州 の監

うという危惧もあります。 見守っていかないかなければ、 もいないのです。 くの場合、 ているのかと不安に思っています。 整担当者がどこまでILOを理解 国ごとに調整担当者がいますが、 との調整が行われていることです。 当然国連の一 国連改革が行われており、 方の面から注意する必要があると思 〇の機能が国連の中に埋もれてしま いるのですが、 っています。 もう一つ危惧すべきなのは、 元国連の職員が担当して 部なので、 ILO出身の人は一人 よほど気を付けて 国連の活 今後、 I L O I L 現 多 調 両 動

④政労使三者構